

身体的拘束等適正化のための指針

訪問看護ステーション シュエット

身体的拘束等適正化のための指針

訪問看護ステーション シュエット

● 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

1. 訪問看護ステーション シュエット（以下、「当ステーション」という）は、ご利用者本位の暮らしを継続できるようにサービスを提供していきます。
2. 当ステーションは身体的拘束防止に関し、次の方針を定め、すべての従業員に周知徹底します。
 - 1) 身体的拘束は廃止すべきものです。
 - 2) 身体的拘束廃止に向けて常に努力します。
 - 3) 安易に身体拘束を行いません。
 - 4) 身体的拘束を許容する考え方はしません。
 - 5) 身体的拘束を行わないための創意工夫を忘れません。
 - 6) ご利用者の人権を最優先にします。
 - 7) 身体的拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じます。
 - 8) やむを得ない場合、ご利用者・ご家族に丁寧に説明し身体的拘束を行います。
 - 9) 身体的拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠りません。
 - 10) 高齢者虐待・身体的拘束等に関する規程及びマニュアル等を適宜見直します。
 - 11) 身体拘束が発生した際には、「身体的拘束」の状況、手続き・方法について、適正に行われているかを評価していきます。
 - 12) 身体的拘束等適正化のための職員研修を年1回以上開催します。
 - 13) 身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、必要最低限の身体拘束となるよう努めます。

身体拘束が行われる際は、下記に限定します。

切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること

非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法が無いこと

一時性 身体拘束による行動制限が一時的なものであること

施行期日 令和6年4月1日から施行